

富士見市立地適正化計画策定支援業務委託及び 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 実施の目的

富士見市立地適正化計画策定支援業務委託及び富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託について、プロポーザル方式により企画提案を募集することで、価格面のみならず、実績、専門性、企画力等を総合的に判断し、それぞれの計画策定支援業務委託の履行に最も適した受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託

ア 委託の件名

富士見市立地適正化計画策定支援業務委託

イ 業務内容

別に定める富士見市立地適正化計画策定支援業務委託仕様書（案）のとおり

ウ 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

エ 提案上限額

富士見市立地適正化計画策定支援業務委託

令和8年度 26,092,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額の26,092,000円（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、準防火地域指定に係る基礎調査業務の費用を除いた立地適正化計画策定支援業務に係る費用については、15,917,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を提案上限額とする。

※準防火地域指定に係る基礎調査業務の費用については、10,175,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を提案上限額とする。

※上記の提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(2) 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

ア 委託の件名

富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

イ 業務内容

別に定める富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）のとおり

ウ 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

エ 提案上限額

富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

令和8年度 11,869,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(3) 両計画に関する留意事項

両計画の策定期間は2か年を予定しているが、本プロポーザルは令和8年度分の企画提案内容により評価し、それぞれの計画策定支援業務委託に関する令和8年度の受託候補者を選定するものとする。

なお、令和9年度については予算措置状況によるものとする。

(4) 両計画に関する担当部署 ※ 企画提案書等の提出窓口

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

富士見市 都市整備部 都市計画課

電話 049-252-7128（直通）

FAX 049-254-0210

メールアドレス toshikei@city.fujimi.saitama.jp

3 実施方式

公募型プロポーザル方式とする。

4 実施スケジュール

No	内容	日程
1	実施要領等の公表・配布	令和8年4月7日（火）
2	質問受付期間	令和8年4月7日（火）～4月10日（金）
3	質問回答	令和8年4月14日（火）
4	参加申込書受付期間	令和8年4月7日（火）～4月17日（金）
5	参加資格審査結果通知の発送	令和8年4月23日（木）まで
6	企画提案書等提出期間	令和8年4月23日（木）～4月30日（木）
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年5月13日（水） 予備日：令和8年5月14日（木）
8	審査結果通知の発送	令和8年5月29日（金）まで
9	契約締結	令和8年6月（予定）

5 参加資格

それぞれの計画策定支援業務委託について、本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

(1) 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託

No	資格要件
1	告示の日時点で令和7・8年度「富士見市入札参加資格者名簿」に登載されていること。
2	告示の日から契約締結の日までの期間において、富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年告示第104号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている期間でないこと。
3	告示の日から契約締結の日までの期間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
4	告示の日から契約締結の日までの期間において、富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年告示第246号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間中でないこと。
5	告示の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
6	告示の日時点で、過去5年以内（令和3年4月1日以降）に、地方公共団体が発注した都市再生特別措置法に基づく防災指針の作成を含めた「立地適正化計画」の策定支援業務を元請として完了した実績を有していること。
7	建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条により定める建設コンサルタント登録簿に「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）」の登録があること。
8	管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者に技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（専門技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置できること。なお、富士見市立地適正化計画策定支援業務委託の中で管理技術者、照査技術者、及び担当技術者はそれぞれを兼ねることができないものとする。

(2) 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

No	資格要件
1	告示の日時点で令和7・8年度「富士見市入札参加資格者名簿」に登載されていること。
2	告示の日から契約締結の日までの期間において、富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年告示第104号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている期間でないこと。
3	告示の日から契約締結の日までの期間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
4	告示の日から契約締結の日までの期間において、富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年告示第246号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間中でないこと。
5	告示の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

6	告示の日時点で、過去5年以内（令和3年4月1日以降）に、地方公共団体が発注した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」の策定支援業務を元請として完了した実績を有していること。この場合において受託完了実績は本件業務を受注した実績であり、アンケート等の各種調査や印刷など、業務の一部のみを受注した実績は含まれない。
7	建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条により定める建設コンサルタント登録簿に「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）」の登録があること。
8	管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者に技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（専門技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置できること。なお、富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託の中で管理技術者、照査技術者、及び担当技術者はそれぞれを兼ねることができないものとする。

6 参加に対する制限

参加に当たって、次に掲げる事項を制限する。

- (1) 参加申込者が提出できる書類は、1点のみとする。
- (2) 提出された書類の差替え、追加及び削除等は一切認めない。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

それぞれの計画策定支援業務委託について、本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託

No	提出書類	様式	添付書類	提出部数等
1	公募型プロポーザル参加申込書	様式第1—1号	富士見市入札参加資格登録書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1部 ・ 両面印刷
2	会社概要書	様式第2号	会社パンフレット等 建設コンサルタント登録規程による登録状況を証する書類の写し	
3	業務実績書	様式第3—1号	業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）の写し ※テクリスの写しがない場合は、契約書及び業務完了を証する書類の写し	

イ 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

No	提出書類	様式	添付書類	提出部数等
1	公募型プロポーザル参加申込書	様式第1—2号	富士見市入札参加資格登録書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1部 ・ 両面印刷
2	会社概要書	様式第2号	会社パンフレット等 建設コンサルタント登録規程による登録状況を証する書類の写し	
3	業務実績書	様式第3—2号	業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）の写し ※テクリスの写しがない場合は、契約書及び業務完了を証する書類の写し	

(2) 提出方法

ア 受付期間

令和8年4月7日（火）から令和8年4月17日（金）正午まで

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

本要領「2 業務の概要 (4) 担当部署」のとおり

ウ 提出方法

それぞれの計画策定支援業務委託について、持参又は郵送（受付期間内必着）により提出し、併せて電子メールにて全ての資料のPDFデータを提出すること。

いずれも副本の提出は不要であり、指定部数のみ提出すること。

電子メールの件名は「【参加申込書等】立適（又は交通）計画策定支援（社名）」とすること。

8 質問・回答

本プロポーザルについての質問は、質問書（様式第4号）の提出によってのみ受け付ける。

(1) 質問書の提出期間

実施要領等の公表・配布の日から令和8年4月10日（金）正午まで

(2) 提出方法

電子メール（受付期間内必着）による提出とする。口頭、電話、FAX等による質問は受け付けない。

電子メールの件名は「【質問書】立適（又は交通）計画策定支援（社名）」とすること。

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に担当部署まで電話で着信の確認をすること。

(3) 質問回答

令和8年4月14日（火）

※ 質問及び回答は市ホームページで公表する。

※ 質問への回答は、本要領を含む本プロポーザルに関する書類の記載事項に対する追加又は修正とみなす。

9 配付資料

(1) 配付資料

ア 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託及び富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

※ 別紙「評価基準書」を含む。

イ 様式集

ウ 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託仕様書（案）

エ 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）

(2) 配付方法

配付資料ア～エについては、富士見市公式ホームページに掲載する。必要に応じてダウンロードし、使用すること。

10 参加資格の審査・結果通知

提出された参加申込書を基に、本要領「5 参加資格」の参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を令和8年4月23日（木）までに文書及び電子メールにて発送する。

参加を認められなかった者は以降、本プロポーザルに参加できないものとする。

11 企画提案書等の提出

(1) 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託に関する提出書類

次に掲げる書類を各部提出すること。

No	提出書類	内容	様式等
1	表紙	右記様式に必要な事項を記載したもの。	様式第5—1号 ・1部
2	業務の実施方針	業務に対する基本的な考え方を記載したもの。	任意様式 ・1部
3	企画提案書 テーマ別企画提案書	仕様書（案）を基に、「(2) 企画提案テーマ」ごとの提案内容をまとめたもの。	※ 概ねA4判縦（工程表はA3判横） 10ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
4	企画提案書 工程表	市と受託者との役割分担を明確にし、業務スケジュールを示したもの。	※ 文字サイズは10ポイント以上（図、表、画像を除く） とすること。
5	業務実施体制調書	実施体制図、配置を予定している者の氏名、役割を記載したもの。	様式第6—1号 ・各1部
6	配置予定技術者調書	配置を予定している者の保有資格や業務経歴を記載したもの。	様式第7—1号 ・各1部
7	見積書	右記様式に見積金額を記載の上、積算根拠を示した内訳書を添付したもの。 ※富士見市立地適正化計画策定支援業務委託は準防火地域指定に係る基礎調査業務についての費用（直接人件費、直接経費、諸経費等を含む）が明確に区分できるように作成すること。	様式第8—1号 ・各1部 ※積算内訳は任意様式

(2) 富士見市立地適正化計画策定支援業務委託に関する企画提案テーマ

テーマ別企画提案は、富士見市立地適正化計画策定支援業務委託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方法について明瞭に記載すること。

No.	テーマ	内容
1	現状分析及び課題整理について	本市に関する現状分析及び課題整理が計画策定の基礎情報になることから、本市の地域特性や上位・関連計画を踏まえ、都市計画（災害リスク等を含む）に関してどのようなデータを用い、どのような分析手法により検討を行うのかについて提案すること。
2	まちづくりの方針等の検討や誘導区域の設定について	都市計画（災害リスク等を含む）の現状分析及び課題整理を踏まえ、まちづくりの方針等の検討や誘導区域の設定にあたっての検討手法や考え方（方向性）について提案すること。
3	燃えないまちづくりの推進に向けた改善方策について	準防火地域指定に係る基礎調査業務における現状分析及び課題整理を踏まえ、燃えないまちづくりの推進に向けた密集市街地の具体的な改善方策についての検討手法や考え方（方向性）について提案すること。
4	独自提案について	仕様書（案）に記載された事項に加え、これまでの経験や専門的な知見をもとに、本市にとって有益となる独自の提案をすること。

(3) 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する提出書類

次に掲げる書類を各部提出すること。

No	提出書類	内容	様式等
1	表紙	右記様式に必要な事項を記載したもの。	様式第5—2号 ・1部
2	業務の実施方針	業務に対する基本的な考え方を記載したもの。	任意様式 ・1部
3	企画提案書 テーマ別企画提案書	仕様書（案）を基に、「(4) 企画提案テーマ」ごとの提案内容をまとめたもの。	※ 概ねA4判縦（工程表はA3判横）10ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
4	工程表	市と受託者との役割分担を明確にし、業務スケジュールを示したもの。	※ 文字サイズは10ポイント以上（図、表、画像を除く）とすること。
5	業務実施体制調書	実施体制図、配置を予定している者の氏名、役割を記載したもの。	様式第6—2号 ・各1部
6	配置予定技術者調書	配置を予定している者の保有資格や業務経歴を記載したもの。	様式第7—2号 ・各1部
7	見積書	右記様式に見積金額を記載の上、積算根拠を示した内訳書を添付したもの。	様式第8—2号 ・各1部 ※積算内訳は任意様式

(4) 富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する企画提案テーマ

テーマ別企画提案は、富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方法について明瞭に記載すること。

No.	テーマ	内容
1	現状分析及び課題整理について	本市に関する現状分析及び課題整理が計画策定の基礎情報になることから、本市の地域特性や上位・関連計画等を踏まえ、公共交通に関してどのようなデータを用い、どのような分析手法により検討を行うのかについて提案すること。
2	公共交通に関するアンケート調査について	本市の公共交通の現状等を踏まえ、実施するアンケート調査について、どのような調査・質問項目とするのか、また回収率の向上のため、どのような回収方法とするのかについて提案すること。
3	公共交通を取り巻く現状等の取りまとめについて	現状分析及び課題整理やアンケート調査等を踏まえ、整理した課題に対する方針や本市の公共交通が目指すべき姿の方向性について提案すること。
4	独自提案について	仕様書（案）に記載された事項に加え、これまでの経験や専門的な知見をもとに、本市にとって有益となる独自の提案をすること。

(5) 提出方法

ア 受付期間

令和8年4月23日（木）から令和8年4月30日（木）午後4時まで

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

本要領「2 業務の概要（4）担当部署」のとおり

ウ 提出方法

それぞれの計画策定支援業務委託について持参又は郵送（受付期間内必着）により提出し、併せて電子メールにて全ての資料のPDFデータを提出すること。

いずれも副本の提出は不要であり、指定部数のみ提出すること。

電子メールの件名は「【企画提案書等】立適（又は交通）計画策定支援（社名）」とすること。

(6) 留意事項

ア 企画提案書表紙を除き、企画提案書には提案者を特定することができる内容を記載しないこと。

イ 提出された企画提案書等は、富士見市情報公開条例に基づき公開の対象とする。

ウ 見積書は、封入封緘の上、提出すること。

エ 企画提案書に記載する内容は、提案された金額の範囲内で実施できるものとする。

12 プレゼンテーション・ヒアリング

それぞれの計画策定支援業務委託における提案者による企画提案内容のプレゼンテーション・ヒアリングは、次のとおり実施する。

(1) 開催日

令和8年5月13日（水）※予備日：令和8年5月14日（木）

提案者数が多数（5者程度）の場合は、予備日も開催し、提案者数に応じた日数に分けてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(2) 開催場所

富士見市役所本庁舎2階 市長公室

(3) 概要

No	内容	説明	時間の目安
1	プレゼンテーション	企画提案書等に基づく業務内容の説明	15分
2	ヒアリング	プレゼンテーション及び企画提案書等の内容に関するヒアリング	15分

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。決定した順番その他のプレゼンテーション・ヒアリングの詳細については、本要領「10 参加資格の審査・結果通知」の結果通知と併せて通知する。

イ 配置予定技術者が出席することとし、出席人数は1提案につき3人以内とする。

ウ プレゼンテーションは、市が用意する多機能型電子ホワイトボード（MAXHUB（V5-Cシリーズ75型））により、提案者が用意するPC画面をMAXHUBに投影して実施する。

プレゼンテーションで使用する資料は、その内容が企画提案書に合致、又は補足するものとする。

エ プレゼンテーションでは、提案者名を伏せて説明を行うこと。プレゼンテーションに係る資料には、提案者を特定することができる内容を記載しないこと。

13 評価基準・審査方法

(1) 審査の実施者

本プロポーザルの審査については、「富士見市立地適正化計画策定支援業務委託及び富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が別紙「評価基準書」に基づき、審査を行う。

(2) 受託候補者の選定

それぞれの計画策定支援業務委託の評価基準書に基づき、評価点の合計が最も

高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、評価基準書の評価項目3、テーマ別企画提案内容の評価点の合計が高いものを受託候補者とする。

なお、評価点の合計が最も高い者であっても最低基準点（見積額の配点を除いた配点合計の6割）に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

提案者が1者の場合であっても、企画提案書等の審査を実施し、評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として選定する。

(3) 提案者が多数（概ね7者以上）の場合

全ての提案者について企画提案書等に基づく書類審査による評価を実施したうえで通過者を選定するものとし、その結果は提案者全員に令和8年5月11日（月）までに文書及び電子メールで発送・発信する。なお、通過者として選定されなかった者は以降、本プロポーザルに参加できないものとする。

(4) 提案者が多数（概ね7者以上）とならない場合

上記の書類審査を実施せず、提案者全員に対して、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき審査を実施する。

14 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して文書及び電子メールで発送する。

15 契約

受託候補者に選定された者と契約内容等の諸条件を協議の上、富士見市契約規則（平成18年規則第4号）に基づき契約を締結する。契約の仕様書については、企画提案書及びプロポーザル実施時の仕様書（案）等に基づき、市と受託候補者との協議により定めるものとする。

16 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提出した企画提案書等の内容が、仕様書（案）の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (5) 提案価格が提案上限額を超える金額である者
- (6) その他、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

17 結果の公表

本プロポーザルの結果については、それぞれの計画策定支援業務委託において、

次に掲げる事項を本要領「2 業務の概要（4）担当部署」において、閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する。

- （1）業務名
- （2）業務概要及び履行期間
- （3）受託者の名称及び契約額
- （4）提案者名、各提案者の順位及び評価点数
- （5）その他必要な事項

18 その他留意事項

- （1）本プロポーザルに参加するに当たり、富士見市立地適正化計画策定支援業務委託と富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託の双方に参加申込みしなければならないものではない。
- （2）本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- （3）書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- （4）参加申込書提出時の資料、企画提案書等の提出は、それぞれの計画策定支援業務委託において、1提案者につき1提案とする。
- （5）評価内容及び選定の審査結果について、異議申立ては一切認めない。
- （6）提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等は、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- （7）提出された企画提案書等については、富士見市情報公開条例に基づき、第三者に開示することがある。
- （8）本プロポーザルに伴う説明会は開催しない。
- （9）本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

評価基準書【富士見市立地適正化計画策定支援業務委託】

評価項目	評価の着目点	配点
1 実施方針		配点合計：10
実施方針	本業務に対する認識や実施の方向性が、富士見市総合計画及び富士見市都市計画マスタープラン等（以下、「上位・関連計画等」という。）の内容を踏まえた適切なものとなっているか。 将来を見据えたまちづくりに関する考え方が明示されているか。	10
2 実施体制		配点合計：20
業務実績	業務の実績が十分であるか。 1点/件×件数（最大5件）	5
実施体制	本業務の履行に必要な人員及び体制を確保しており、当該人員の知識・経験についても十分であるか。	10
実施スケジュール	発注者と受託者の役割分担が明確になっているか。 本業務の実施手順やスケジュールは適切か。	5
3 テーマ別企画提案内容		配点合計：55
テーマ① 現状分析及び課題整理について	地域特性及び上位・関連計画等を踏まえ、的確に現状分析及び課題整理ができると認められるデータの活用や分析手法の提案となっているか。また、具体性及び実効性が認められる提案内容となっているか。	15
テーマ② まちづくりの方針等の検討や誘導区域の設定について	上位・関連計画等や本業務の内容について理解度が高く、現状分析、課題整理や公共交通軸を踏まえ、まちづくりの方針等の検討や誘導区域の設定についての検討手法や考え方（方向性）が、具体性及び実効性が認められる提案となっているか。	15
テーマ③ 燃えないまちづくりの推進に向けた改善方策について	富士見市総合計画等における燃えないまちづくりの推進に向けた考え方と各地域の特性を踏まえ、準防火地域指定の候補地域や、各地域ごとの密集市街地の改善に向けた具体的及び実効性のある施策が認められる提案となっているか。	15
テーマ④ 独自提案について	これまでの経験や知見に基づいた独自の提案を行い、本市にとって有益となる提案がされているか。	10
4 プレゼンテーション・ヒアリング		配点合計：5
ヒアリング対応	説明の内容が明瞭で分かりやすいものか。 質問の意図を正しく理解し、的確で分かりやすい回答ができていないか。	5
5 価格		配点合計：10
見積額	(配点) × (最低見積金額) ÷ (見積金額) ※ 小数点第二位以下は四捨五入	10
合計		100

※ 上記は審査委員会委員一人当たりの配点であり、審査は審査委員会委員5名で行う。

※ プレゼンテーション等において委員の代理の者が出席した場合、評価は代理の者の報告を受けて委員自身が行うものとする。

<評価方法>

本評価基準書に基づく評価については、下記「表1」の評価方法に基づき実施するものとする。

なお、各評価項目の評価基準は、「業務実績」及び「見積額」を除き、下記「表2」のとおりとする。

表1 【富士見市立地適正化計画策定支援業務委託】

評価項目	評価方法
1 実施方針	
実施方針	企画提案書（業務の実施方針）による評価
2 実施体制	
業務実績	業務実績書による評価
実施体制	業務実施体制調書、配置予定技術者調書による評価
実施スケジュール	企画提案書（工程表）による評価
3 テーマ別企画提案内容	
テーマ① 「現状分析及び課題整理について」	企画提案書（テーマ別企画提案書）による評価
テーマ② 「まちづくりの方針等の検討や誘導区域の設定について」	
テーマ③ 「燃えないまちづくりの推進に向けた改善方策について」	
テーマ④ 「独自提案について」	
4 プレゼンテーション・ヒアリング	
ヒアリング対応	プレゼンテーション・ヒアリングによる評価
5 価格	
見積額	見積書による評価
合 計	

表2

評価	評価基準
A	（具体性及び実効性があると認められ、）特に優れているもの。
B	（具体性及び実効性があると認められ、）優れているもの。
C	（具体性及び実効性があると認められ、）標準的に評価できるもの。
D	（具体性及び実効性が一定程度認められ、）部分的に評価できるもの又はやや劣るもの。
E	（具体性及び実効性に欠け、）特に劣るもの。

評価基準書【富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託】

評価項目	評価の着目点	配点
1 実施方針		配点合計：10
実施方針	本業務に対する認識や実施の方向性が、富士見市総合計画及び富士見市都市計画マスタープラン等（以下、「上位・関連計画等」という。）の内容を踏まえた適切なものとなっているか。 本市の公共交通が目指すべき姿の方向性が適切に明示されているか。	10
2 実施体制		配点合計：20
業務実績	業務の実績が十分であるか。 1点/件×件数（最大5件）	5
実施体制	本業務の履行に必要な人員及び体制を確保しており、当該人員の知識・経験についても十分であるか。	10
実施スケジュール	発注者と受託者の役割分担が明確になっているか。 本業務の実施手順やスケジュールは適切か。	5
3 テーマ別企画提案内容		配点合計：55
テーマ① 現状分析及び課題整理について	市のこれまでの取組や、地域特性及び上位・関連計画等を踏まえ、的確に現状分析及び課題整理ができると認められるデータの活用や分析手法の提案となっているか。また、具体性及び実効性が認められる提案内容となっているか。	15
テーマ② 公共交通に関するアンケート調査について	アンケート調査についての調査・質問項目が的確な提案となっているか。また、アンケート回収率向上のための方法が、具体性及び実効性が認められる提案となっているか。	15
テーマ③ 公共交通を取り巻く現状等の取りまとめについて	現状分析、課題整理、アンケート調査や立地適正化計画（案）との整合を踏まえた取りまとめとなっているとともに、整理した課題に対する方針や本市の公共交通が目指すべき姿の方向性が示される提案となっているか。	15
テーマ④ 独自提案について	これまでの経験や知見に基づいた独自の提案を行い、本市にとって有益となる提案がされているか。	10
4 プレゼンテーション・ヒアリング		配点合計：5
ヒアリング対応	説明の内容が明瞭で分かりやすいものか。 質問の意図を正しく理解し、的確で分かりやすい回答ができているか。	5
5 価格		配点合計：10
見積額	(配点) × (最低見積金額) ÷ (見積金額) ※ 小数点第二位以下は四捨五入	10
合 計		100

※ 上記は審査委員会委員一人当たりの配点であり、審査は審査委員会委員5名で行う。

※ プレゼンテーション等において委員の代理の者が出席した場合、評価は代理の者の報告を受けて委員自身が行うものとする。

<評価方法>

本評価基準書に基づく評価については、下記「表1」の評価方法に基づき実施するものとする。

なお、各評価項目の評価基準は、「業務実績」及び「見積額」を除き、下記「表2」のとおりとする。

表1 【富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託】

評価項目	評価方法
1 実施方針	
実施方針	企画提案書（業務の実施方針）による評価
2 実施体制	
業務実績	業務実績書による評価
実施体制	業務実施体制調書、配置予定技術者調書による評価
実施スケジュール	企画提案書（工程表）による評価
3 テーマ別企画提案内容	
テーマ① 「現状分析及び課題整理について」	企画提案書（テーマ別企画提案書）による評価
テーマ② 「公共交通に関するアンケート調査について」	
テーマ③ 「公共交通を取り巻く現状等の取りまとめについて」	
テーマ④ 「独自提案について」	
4 プレゼンテーション・ヒアリング	
ヒアリング対応	プレゼンテーション・ヒアリングによる評価
5 価格	
見積額	見積書による評価
合 計	

表2

評価	評価基準
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの又はやや劣るもの。
E	具体性及び実効性に欠け、特に劣るもの。